

みなとみた

2018 **1**
No.125

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

新年のご挨拶 ● 2

(一社)三田労働基準協会 会長 山内 啓三郎／三田労働基準監督署 署長 野村 みどり

労働行政ニュース ● 3～11

積雪・凍結による転倒災害等を防ぎましょう！／安全衛生教育促進運動／仕事と生活の調和に向けたワークショップ開催のご案内／同一労働同一賃金・無期転換雇用のポイントについてセミナーを開催いたします／「労働条件(RJ)パトロール！」が提供開始／働き方・休み方改善 ポータルサイトを活用して働き方改革に取り組んでみませんか？

東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 12～13

最近の雇用失業情勢／2018(平成30)年1月1日施行、職業安定法改正に伴い、労働者の募集を行う際の労働条件の明示等について、留意点をお知らせします

協会だより ● 14～16

港区中小企業優良従業員表彰式／第8回 明日のビジネスを担う女性たちの全国交流会 in 東京／講習会のご案内

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただきますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)



新年のご挨拶



一般社団法人 三田労働基準協会

会長 山内 啓三郎

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には健やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

去年は、将棋で藤井聡太君、卓球で張本智和君と中学生が大活躍し、明るい話題となりました。また、2月からは平昌オリンピックも始まりますが、日本選手の大活躍を期待いたします。

一方、アメリカ大統領ドナルド・トランプ氏の言動、中東情勢とテロの不安、北朝鮮の核及びミサイルの脅威など、今後、日本にどのような影響が生ずるか注視しなければなりません。

国内の景気全般については、アベノミクスによって長引くデフレからの脱却に向かい、緩やかな回復基調が続いています。

今、政府からは「働き方改革」の推進に向けて、各種施策が打ち出されており、柱の一つである労働基準法改正を含めた働き方改革関連法案が一括して1月からの通常国会に提出される見込みです。また、最低賃金につきましても、もうしばらく大幅な引き上げが続きそうですし、4月からは、労働契約法による無期転換制度の運用が始まります。

いずれも事業経営に大きく影響し、労働者の労働条件・福祉の向上に関係するものであることから、当協会ではそれぞれ講習会等を開催してきたところです。引き続き行政の動きに対応して迅速なお知らせを行ってまいりたいと思っております。

ところで、当協会は、戦後間もない昭和23年5月に「労働基準法港推進会」として発足し、昭和30年10月には全国に先駆けて労働省から社団法人の許可を受け、昭和58年7月に名称を「社団法人三田労働基準協会」に変更し、平成24年4月から「一般社団法人三田労働基準協会」となり、今年70周年を迎えます。

この70年の間には、戦後の混乱から高度経済成長、そしてバブル崩壊、リーマンショックなどを経験しております。

その間、当協会は、労働関係法令の普及促進、自主的な労働安全衛生管理活動の促進、会報の発行等を通じて、港区内で働く労働者の福祉の向上、労使関係の安定、事業所と地域の発展に努めてまいりました。

今年も当協会は公益事業を行う一般社団法人として、城南地区4協会で講習会を共催するとともに、新宿、池袋、王子、向島の各協会とも連携した活動を行い、会員皆様の要望に応えられる事業を展開してまいります。

会員皆様の益々のご繁栄をお祈りし、新年のご挨拶といたします。



三田労働基準監督署

署長 野村 みどり

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一般社団法人三田労働基準協会並びに会員の皆さまには、平素より労働基準行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

去年は世界情勢に翻弄される一年でしたが、新しい年が明るく良い年であるようお願いながら、監督署としてその役割を十分発揮できるよう業務に邁進して参ります。

東京労働局におきましては、「誰もが安心して働き活きと働けるTOKYOへ」をスローガンに掲げ、

・「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

・「全員参加の社会」の実現加速

を最重点課題として取り組んでおります。

とりわけ監督署におきましては、平成28年12月に決定された「過労死等ゼロ緊急対策」等を踏まえ、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止対策を最重点に取り組んでいるところですが、当署の平成29年度の脳心臓疾患・精神障害等労災請求件数は増加の一途をたどり、長時間労働やパワーハラスメントなど仕事の原因と推認され、労災認定を行った事案も少なくありません。

また、昨年3月には政府の「働き方改革実行計画」が策定され、時間外労働の上限規制の導入など関係する法律案要綱について労働政策審議会に諮問し、「おおむね妥当」とする答申が出されたところです。

こうしたことを踏まえて今年は法案改正などの動きに注視を頂きたいと思いますが、監督署といたしましては状況に応じた迅速的確な対応を図って参りたいと考えております。

貴協会におかれましては、創立70周年を迎えられること大変おめでとうございます。長年にわたり、当署管内事業場の労務管理、安全衛生管理の向上に多大な貢献を頂いております。日本を担う次世代のためにも、今後とも貴協会と連携を図り取り組んで参りたいと思っておりますので、一層の御理解、御協力のほどお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展と会員の皆さまの御繁栄、御健勝を心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

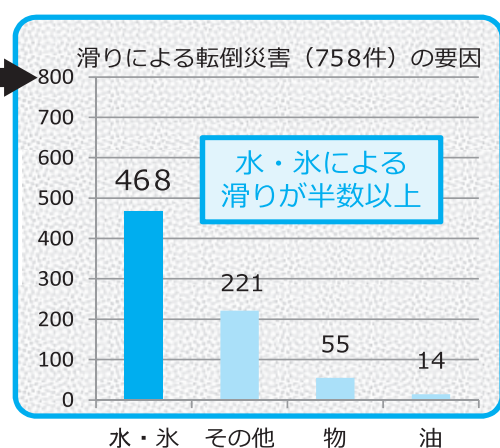
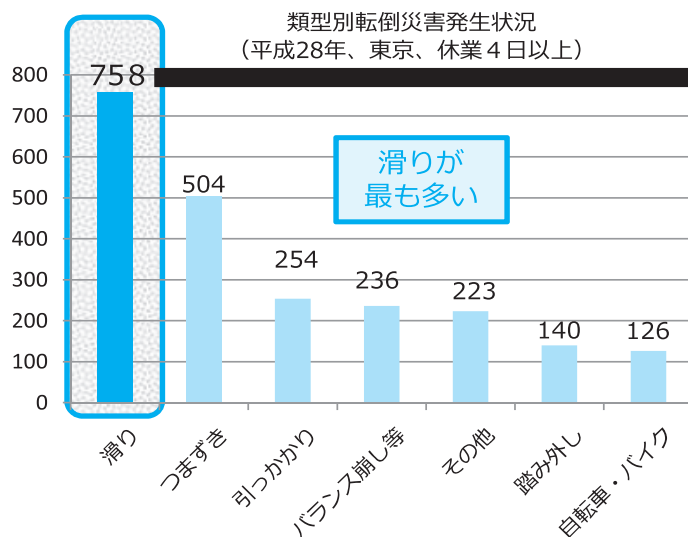
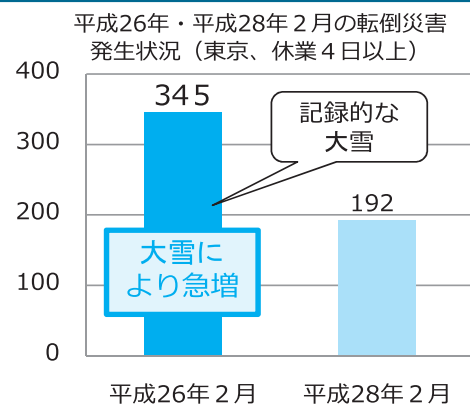
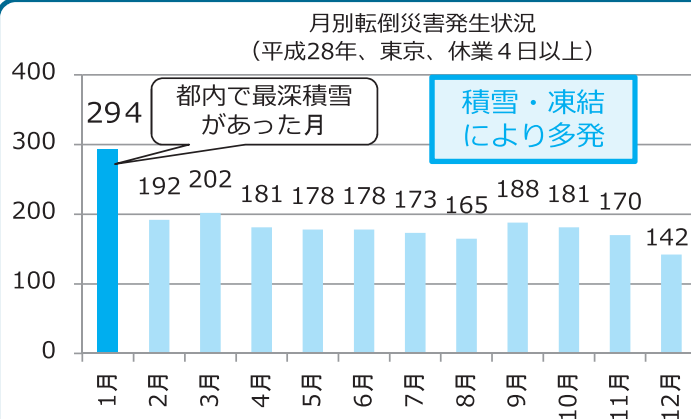
積雪・凍結による転倒災害等を防ぎましょう！ ～都内における冬期特有の災害防止～

冬期は、積雪・凍結を原因とする、転倒災害、自転車及び車両(オートバイク含む)運転中の交通労働災害、建物屋根等の除雪作業中の墜落・転落災害等の労働災害が懸念されます。

当局管内では、平成26年2月の記録的な大雪により、積雪・凍結を原因とする転倒災害が大幅に増えましたが、こうした降雪によって、屋外のみならず、屋内でも、水や氷によって滑るなどの転倒災害が多発しています。

都内では、労働者が積雪や凍結に不慣れであることに留意し、天候急変に対処できるよう情報収集や早めの準備等、転倒災害等防止に万全の取り組みをお願いします。

都内における転倒災害の発生状況



資料出所：労働者死傷病報告

冬期の転倒災害の発生状況は、天候による影響を大きく受け、積雪・凍結により多発します。平成28年は1月に積雪となりましたが、大雪があった平成26年の2月は、千代田区でも積雪27cmとなり、転倒災害が例年と比較して大幅に増えました。

転倒災害の原因は滑りが最も多く、滑りの原因は水・氷が半数以上を占めています。滑りによる転倒の発生場所は、駐車場、建物入口、坂道、屋外の階段などのほか、屋内でも雪で濡れた床面などで多く発生しています。



東京労働局
労働基準監督署

2月は、転倒災害防止の重点取組期間です！

STOP！転倒災害プロジェクト 実施要綱（抜粋）

- 重点取組期間に実施する事項(2月の実施事項)
 - ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場合（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - イ チェックリストを活用した安全衛生委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発
- 冬季における転倒災害防止対策
 - ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
 - ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
 - イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
 - ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し
 - ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底
 - ア 通路、作業床の凍結等における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
 - イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
 - ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害リスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
 - エ 凍結した路面、除雪期間通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

あなたの職場は大丈夫？
転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート ☒

チェック項目	
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか？ ☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか？ ☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか？ ☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか？ ☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか？ ☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか？ ☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか？ ☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか？ ☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか？ ☐

積雪・凍結を原因とした災害防止にあたって特にお願いしたいこと

- 1 屋外の移動中等における転倒災害防止
 駐車場や建物入口付近の通路は、雪が踏み固められることにより、転倒のリスクが大きくなります。融雪・除排雪を徹底してください。また、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険のおそれがある場合には危険マップやポール等の標識の設置（見える化）等により注意喚起してください。
- 2 屋内における転倒災害防止
 体に付いた雪が、屋内の床面・階段を濡らすことにより、転倒のリスクが大きくなります。水たまりや濡れた床面等の拭き上げを徹底してください。また、滑りの危険のおそれがある場所には危険標識の設置（見える化）等により注意喚起してください。
- 3 車両運転中の労働災害防止
 降雪のあった翌日は、凍結による転倒災害が多発していることから、できるだけ自転車・オートバイク等の利用は控えて下さい。また、積雪・凍結時の車の運転は、適切な走行計画を作成し、冬用タイヤ等適切な装備をした上で、安全運転を徹底してください。
- 4 事業場等の建物の屋根での除雪作業における墜落等の労働災害防止
 事業場等の建物の屋根の除雪作業においては、気候条件に注意し、高所からの墜落・転落を防止するための適切な保護具を使用を徹底してください。
- 5 建設工事現場における積雪を原因とした倒壊等の労働災害の防止
 建設現場に設置される仮設物への積雪による倒壊を防止するため、適切な時期に除雪を行ってください。
- 6 健康管理と体力作り
 健康管理を行うとともに、ストレッチ・体操の実施、歩き方の指導などを行うことが望ましいです。

※ 転倒災害防止のためのチェックシート や、より具体的な対策については、STOP！転倒災害プロジェクト 特設サイトで入手可能です。



東京労働局
労働基準監督署

29.12.8

STOP! 転倒災害
プロジェクト



安全衛生教育促進運動

1 趣 旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、特に法定事項の実施を促進するため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、実施している運動である。

わが国の労働災害は、関係者のたゆまぬ努力により長期的に減少し、平成28年は死亡者数が過去最少となったが、製造業における死亡者数は前年を大幅に上回り、第三次産業や中小企業における死傷者数の増加に歯止めがかからないなど、依然として予断を許さない状況にある。また、労働者の健康状態を把握し、メンタルヘルス不調に陥る前に対処する必要性や、化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性が高まるなど、昨今の労働安全衛生を取り巻く環境は大きく変化しており、企業が対処すべき課題は山積している。

こうした中、平成28年10月に、第三次産業や製造業における災害増加、メンタルヘルス対策や化学物質のリスクアセスメントの推進の重要性等を踏まえた安全衛生教育推進要綱の改正が行われ、安全衛生教育・研修の対象者に安全推進者、荷役災害防止担当者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などが追加されたほか、安全衛生教育・研修の種類の充実等が図られた。

各事業場においては、引き続き安全衛生活動に適時・適切に取り組むためには、安全衛生教育・研修について、新たな安全衛生教育等推進要綱を踏まえ、その実施体制・内容を一層充実させるとともに、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など、教育・研修の対象者が増える年度初めに向けて計画的に準備を進め、着実に実施することが必要である。

これらの状況を踏まえ、本年度の安全衛生教育促進運動は、

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」を標語として展開することとする。

2 実施期間 平成29年12月1日から平成30年4月30日までとする。

3 運動標語 「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

4 主 唱 者 中央労働災害防止協会

5 後 援 厚生労働省

6 協 賛 者 労働災害防止団体等

7 実 施 者 各事業場

8 主唱者の実施事項

主唱者は、次の事項を実施する。

- (1) 機関誌、Webサイト等、さまざまな媒体を通じての広報
- (2) リーフレット等の制作および配布
- (3) 「安全衛生教育実施チェックリスト」の本運動実施期間中の集中的な配布
- (4) 「安全衛生教育相談窓口」の設置および安全衛生教育相談への集中的な対応
- (5) ポスター等の掲示
- (6) 安全衛生関係団体等に対する協力依頼
- (7) 事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じた、本運動の事業場への周知
- (8) その他、安全衛生教育に関する事業場への支援・協力

9 協賛者の実施事項（省略）

10 実施者の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。

- (1) 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
- (2) 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- (3) 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- (4) 法定教育等の徹底
 - ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者を含む）に対する雇入れ時教育
 - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
 - ウ 特別教育を必要とする危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育
 - エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育
 - オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
 - カ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育等
 - キ 危険有害業務従事者への教育、安全衛生業務従事者への能力向上教育
 - ク 健康の保持増進を図るための健康教育
 - ケ これらに準じた安全衛生水準の向上に資する教育・研修
- (5) 法定教育以外の教育等の充実
 - ア 労働安全衛生マネジメントシステム担当者への教育
 - イ 化学物質管理者教育
 - ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
 - エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケア推進のための教育・研修
 - オ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
 - カ 管理職に対する安全衛生教育
- (6) 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施
- (7) 資格又は特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格又は特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- (8) 危険体感教育や、日々の危険感受性を向上させる教育等の活用

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) に向けたワークショップ開催のご案内

東京労働局雇用環境・均等部 指導課

誰もがやりがいや充実感を感じながら、仕事上の責任を果たす一方、子育て・介護の時間や家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てるよう、健康で豊かな生活のための「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を図ることが社会の流れになっています。平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」においては、平成32年までに

- ・年次有給休暇の70%以上の取得
- ・週労働時間60時間以上の雇用者の割合5割減

という数値目標が定められているところです。

更に平成29年3月28日、働き方改革推進会議において「働き方改革実行計画」が決定されたことから、今後法改正等を含めた対応として長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進への取組は重要となってきております。こうした中、東京労働局では各事業場の労務管理改善の取組を促進するため、事例紹介のほか、参加者が専門の「働き方・休み方改善コンサルタント」と一緒に問題点や解決策について取り組んでいく討議形式のワークショップを開催しますので、ご多忙のこととは存じますが、事業主、労務管理担当者の積極的な参加をお願いいたします。

なお、参加をご希望の方は、希望日時をご選択いただき、別紙・ワークショップ参加連絡票に所定事項とともにご記入の上、開催日の10日前までに、東京労働局雇用環境・均等部指導課あてFAX等によりご提出いただきますようお願いいたします。また締切り後でも空きがあれば申込みできますので、下記担当者までお問い合わせください。

開催日及び申込み先着順による参加の可否等は、調整のうえ、再度改めてご連絡させていただきます。ご参加の場合は、「事前アンケート」に記入の上、開催日にご持参ください。なお、ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京労働局雇用環境・均等部 指導課
〒102-8306 東京都千代田区九段南1-2-1
九段第3合同庁舎14階
電話 03-6867-0211 FAX 03-3512-1557
担当 津田

仕事と生活の調和に向けたワークショップ開催日程

1 平成30年1月19日（金曜日）：業種限定せず

開催時間：午後1時30分～午後4時30分

会場：九段第3合同庁舎 11階共用2-1会議室

2 平成30年1月23日（火曜日）：主にIT関連企業を対象

開催時間：午後1時30分～午後4時30分

会場：九段第3合同庁舎 11階共用2-2会議室

3 平成30年2月19日（月曜日）：業種限定せず

開催時間：午後1時30分～午後4時30分

会場：九段第3合同庁舎 11階共用1-3会議室

4 平成30年2月22日（木曜日）：業種限定せず

開催時間：午後1時30分～午後4時30分

会場：九段第3合同庁舎 11階共用1-3会議室

（東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 11階会場）

東京労働局雇用環境・均等部指導課 あて

（FAX 03-3512-1557）

ワークショップ参加連絡票

事業場名	
所在地	
電話（FAX）	（ ）
参加者数（複数可） 連絡部署名	
参加希望日程	第1希望 上記の 1 2 3 4 第2希望 上記の 1 2 3 4 第3希望 上記の 1 2 3 4 （番号に○をつけて下さい。）

○開催日等は、調整のうえ、改めてご連絡させていただきます。

○今回は参加しないが、今後の案内の送付を希望される場合は、[希望する]に○をつけてください。

[希望する]

同一労働同一賃金・無期転換雇用の ポイントについてセミナーを開催いたします

～東京労働局雇用環境・均等部からのお知らせ～

非正規労働者と正規労働者との不合理な待遇差の解消を目指して作られた同一労働同一賃金ガイドライン案ですが、具体的な内容をご存知ですか？

平成30年4月より本格的に始まる無期転換ルールと併せて、同一労働同一賃金の基本的な内容や押さえておきたいポイントについて解説いたします。
※本セミナーは東京労働局の委託を受けた、東京都社会保険労務士会が運営いたします。

◎開催日程

日 時：(1) 平成30年2月15日(木) 13:45～16:40
(2) 平成30年2月26日(月) 13:45～16:40

会 場：(1) 東京都社会保険労務士会館
千代田区神田駿河台4-6

御茶ノ水ソラシティ アカデミア4階

(2) 立川商工会議所

立川市曙町2-38-5

ビジネスセンタービル12階

定 員：各回50名

対象者：事業主、人事労務担当の方

受講料：無料

申込方法：東京都社会保険労務士会ホームページ「公開セミナー開催一覧」より、お申込み下さい。
(<http://www.tokyosr.jp/topics/2017-topics/279232017-topics/27923>)

本セミナー問合せ先：

東京都社会保険労務士会 総務課 03-5289-0751

「労働条件 (RJ) パトロール！」が提供開始

～労働関係法令学習用スマートフォンアプリ～

厚生労働省は、学生や就労経験の浅い若者等が、労働条件に関する法律の知識について、クイズを通して学習することができる、スマートフォンアプリ『労働条件 (RJ) パトロール！』を作成しました。App Store (iPhone) 及びPlayストア (Android) にて提供が開始されています。

このアプリには、個性豊かなキャラクターと一緒に架空の会社をパトロールして、労働環境の問題点を見つけ出すクイズや、労働関係法令に関する情報の閲覧や労働条件に関する相談窓口の連絡先を確認する等の機能が付与されています。

1 スマートフォンアプリ

『労働条件 (RJ) パトロール！』

ポータルサイト「確かめよう労働条件」(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>) のトップページにバナーを掲載しています。

※委託事業：受託者は株式会社廣済堂

2 主なコンテンツ

●クイズ機能

個性豊かなキャラクターと一緒に労働環境に問題のある架空の会社をパトロールし、労働法令の違反に該当する台詞を見つけだします。全6章の会話形式のストーリーを楽しみながら労働関係法令を学習できます。

●関係法令一覧

クイズ機能と連動し、関係のある法令を一覧で紹介します。関連法令の一覧からは労働条件ポータルサイト（「確かめよう労働条件」）を参照することができ、最新の関連法令に関する情報を確認することができます。

●相談機関・窓口紹介

都道府県労働局・労働基準監督署及び総合労働相談コーナー、労働条件相談ホットライン、労働基準関係情報メール窓口を紹介しています。労働に関わる各種相談機関の情報をスマートフォンアプリから手軽に調べることができます。

働き方・休み方改善 ポータルサイトを活用して 働き方改革に取り組んでみませんか？

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方改善 ポータル

検索

The screenshot shows the homepage of the 'Work Style Improvement Portal Site'. Callouts highlight the following features:

- 【自己診断】診断ページへ**: Link to the self-diagnosis page.
- 企業の取組事例の検索ページへ**: Link to the search page for company case studies.
- 行政による働き方・休み方に関する支援施策等のページへ**: Link to the page for administrative support measures.
- 登録すると働き方・休み方に関するメルマガが配信されます**: Registration for a newsletter.
- 働き方・休み方改善指標による企業の自己診断ができます。社員自身が働き方・休み方を診断し、現状を認識することができます**: Self-diagnosis using improvement indicators.
- 各地域(自治体等)による取組を紹介します**: Introduction of local initiatives.
- 働き方・休み方に関するシンポジウム・セミナー情報を紹介します**: Introduction of symposium and seminar information.
- 働き方・休み方に関する【注目情報】ポータルサイトに関する【新着情報(事例追加等)】をお知らせします**: Notification of new information and case studies.

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに、業務効率の向上にプラスの効果が期待されます。社員の能力がより発揮されやすい環境を整備することは、企業全体としての生産性を向上させ、収益の拡大ひいては企業の成長・発展につなげることができます。

他方、長時間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、メンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性は低下します。また、離職リスクの上昇や、企業イメージの低下など、さまざまな問題を生じさせることになります。社員のために、そして企業経営の観点からも、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進が求められているのです。

働き方・休み方改善ポータルサイトは、企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の見直しや、改善に役立つ情報を提供するサイトです。働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。

おすすめコンテンツ ①

企業の取組事例を検索できます

働き方改革に取り組んでいる企業の事例について、業種別、規模別で検索、キーワード検索できます。厚労省が取材した先進事例、コンサルタントによる働き方の課題分析から提案、その後の取組状況までを示した事例等、多様な事例を紹介しています。自社の働き方改革の取組の検討の参考にご活用ください。

【検索画面】



【先進事例】



【働き方取組事例】

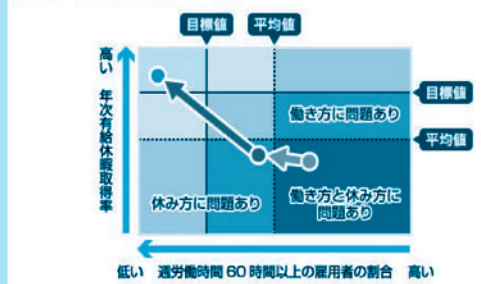


おすすめコンテンツ ②

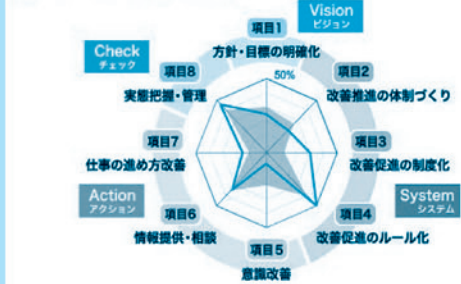
企業・社員向けの診断ができます

「働き方・休み方改善指標」を用いることで、長時間労働や年次有給休暇に関する状況を把握しやすくなります。あなたの会社の「働き方・休み方改善指標（企業向け）」を作成し、実態と課題の把握を行いましょう。指標を用いた診断を行うと以下のようなポジションマップとレーダーチャートが表示されます。

●ポジションマップ(イメージ図)



●レーダーチャート(イメージ図)



「ポジションマップ」と「レーダーチャート」を使うことで次の3つが可能になります。

- 1 働き方や休み方に関する問題の有無が分かります。
- 2 企業の人事労務担当者が自社の状況をチェックすることで、働き方や休み方に関する実態や課題を分析できます。
- 3 企業が自社の働き方や休み方の改善に向けて、対策を検討するためのヒントが得られます。

※ID登録していただくと診断結果の保存ができ、過去のデータとの比較ができます。自社のIDを登録し、企業における取組の進捗状況を経年的にチェックしましょう！

★スマートフォンにも対応予定です。こちらも是非、ご活用ください。

最近の雇用失業情勢

○平成29年11月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）2.7%であり、前月より0.1ポイント低下。※24年ぶりの低い水準。

☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より2万人減少し、185万人。（原数値は178万人で、前年同月差19万人減少）

☆就業者数（季節調整値）は、前月より14万人増加し、6,558万人。

☆雇用者数（季節調整値）は、前月より16万人増加し、5,858万人。

☆雇用者数（原数値）を主要産業別にみると、前年同月比で「建設業」「情報通信」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」で減少している。

☆平成29年11月の有効求人倍率（季節調整値）は1.56倍であり、前月より0.01ポイント上昇。

☆平成29年11月の新規求人倍率（季節調整値）は2.37倍であり、前月より0.01ポイント上昇。

内閣府の月例経済報告（平成29年12月）「景気は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」（※景気の総括判断は維持。）

「雇用情勢は、改善している。先行きについては、改善していくことが期待される。」（※雇用情勢判断は維持。）

項 目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
26年度	1.69	2.58	13.04	1.11	1.61	7.16	12,412	16,541
27年度	1.86	2.93	14.88	1.23	1.81	8.06	11,899	15,854
28年度	2.08	3.24	16.16	1.39	2.04	8.70	10,916	14,880
29年11月	2.37	3.43	17.31	1.56	2.12	8.43	10,043	13,424

注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。

2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。

3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況（平成29年11月）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数（原数値）は378,566人（前年同月比0.4%増）で、2か月連続で前年同月を上回った。また、新規求人数（原数値）は125,903人（前年同月比0.5%減）で、2か月ぶりに前年同月を下回った。

一方、有効求職者数（原数値）は173,389人（前年同月比2.5%減）で、87か月連続で前年同月を下回った。また、新規求職者数（原数値）は34,019人（前年同月比1.7%減）で、3か月連続で前年同月を下回った。

就職件数は10,043件で、前年同月より4.9%減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は5,691件（前年同月比4.7%減）、パートは4,352件（前年同月比5.3%減）となった。

東京の企業倒産状況（㈱東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数139件（前年同月比13.7%減）。業種別件数では、サービス業（27件）、卸売業（26件）、情報通信業（21件）の順となった。

（季節調整値は、センサス局法監（X-12-ARIMA）により、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官

2018(平成30)年1月1日施行、職業安定法改正に伴い、労働者の募集を行う際の労働条件の明示等について、留意点をお知らせします。

1 労働条件の明示が必要な時点(タイミング)

ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際

求人票や募集要項等において、労働条件を明示することが必要です。

労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに

当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければなりません。(法改正により新設)

労働契約締結時

労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要です

2 最低限明示しなければならない労働条件

☆今回の改正により追加等された事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	一般事務
契約期間	期間の定めなし
試用期間	試用期間あり(3か月) ☆
就業場所	本社(●県●市●一●) 又は △支社(△県△市△一△)
就業時間 休憩時間 休日 時間外労働	9:00~18:00 12:00~13:00 土日、祝日 あり(月平均20時間)
賃金	裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 ☆ (例)「企画業務型裁量労働制により、○時間働いたものとみなされます。」 月給20万円(ただし、試用期間中は月給19万円) 時間外労働の有無に関わらず一定の手当てを支給する制度(いわゆる「固定残業代」)を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 ☆ ① 基本給 × × 円(②の手当を除く額) ② □□手当(時間外労働の有無に関わらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給) ③ ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
募集者の氏名又は名称	〇〇株式会社 ☆
(派遣労働者として雇用する場合)	雇用形態:派遣労働者 ☆

3 変更明示の方法等について 以下の①~④のような場合に、変更明示が必要になります。

①	「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合
	例)当初:基本給25万円~30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月
②	「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合
	例)当初:基本給30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月
③	「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合
	例)当初:基本給25万円/月 ⇒ 基本給25万円/月、営業手当3万円/月
④	「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合
	例)当初:基本給25万円/月、営業手当3万円/月 ⇒ 基本給25万円/月

- ハローワークにおける求人募集では、②④のような減額や条件を低下する変更は原則認めておりません。
- 変更明示は、求職者が変更内容を適切に理解できるような方法で行う必要があります。
- 変更明示を行う場合でも、当初の明示を安易に変更してはなりません。
- 当初明示した労働条件の変更を行った場合には、継続して募集中の求人票や募集要項等についても修正が必要となる場合がありますので、その内容を検証した上で、必要に応じ修正等を行うことが必要です。

当会推薦の会員事業場から2名の優良従業員が表彰される 「港区中小企業優良従業員表彰式」

さる平成29年11月6日、平成29年度「港区中小企業優良従業員表彰式」がメルパルク東京で行われ、当会推薦の会員事業場から次の2名の方が表彰されました。

株式会社東京ロジステック小林徳市運送 藤塚 善夫様
芝浦シャリング株式会社 松本 直子様

この表彰は「中小企業の発展に貢献した成績優秀な従業員を表彰し、その功績をたたえることにより勤労意欲の増進を図り後進の模範とし、中小企業の発展と港区の産業振興に資すること」を目的として昭和36年から続いているものです。

式典は港区商店街連合会会長須永達雄審査委員長の開会挨拶後、武井雅昭区長から40名（1名欠席）の優良従業員の皆さんに一人ずつ表彰状が授与されました。

受賞者全員の記念写真撮影後に懇親会が行われ、受賞者代表の方々から今後も業務に邁進し会社の発展に尽くしますとのスピーチがあり、ライトアップされた東京タワーのもと、和やかな時間が過ぎてゆきました。



表彰を受ける芝浦シャリング(株)の松本直子様

なお、株式会社東京ロジステック小林徳市運送の藤塚善夫様は仕事の関係でご欠席でした。

(表彰審査委員：三田労働基準協会 徳力記)

★表彰の経過

昭和36年度 表彰開始
同年度～43年度までの被表彰者数 5,775人
昭和47年度 技術功労者表彰開始
昭和58年度 勤続30年表彰開始
平成3年度 勤続20年表彰開始
平成4年度 技術功労者表彰に伝統工芸技術保持者が加わる
平成15年度 優良従業員表彰開始
((一社)三田労働基準協会は本表彰制度に一貫して協力しています。)

参加費無料
(懇親会は2,000円)

～日本の未来は女性が創る～

第8回 明日のビジネスを担う 女性たちの全国交流会 in 東京

あなたのキャリアを見つめ直してみませんか？

女性として活躍の場を広げてきた先輩達から、貴重な生の声を聞けるチャンスです。
懇親会では、先輩達から直接アドバイスを得たり、社外のネットワーク作りも出来ます。
是非ご参加下さい！

■ 2018年2月20日(火) 18:30 開演

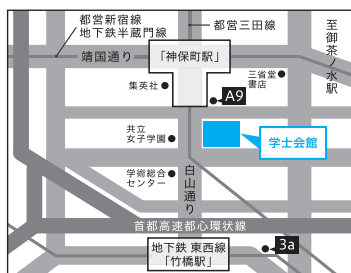
■ プログラム

18:30～18:35 主催者挨拶

18:35～20:00 パネルディスカッション「一歩先のキャリアへ！」

20:10～21:00 パネリストを囲んだ懇親会(ドリンク&軽食サービス付)

■ 会場：学士会館 2F 202・210



〈住所〉
東京都千代田区神田錦町3-28

〈アクセス〉
「都営三田線／都営新宿線／
東京メトロ半蔵門線
「神保町駅」A9出口から徒歩(1分)
東京メトロ東西線「竹橋駅」
3a出口から徒歩(5分)



〈パネリスト〉兼
〈コーディネーター〉
小林 いずみ氏
公益社団法人
経済同友会 副代表幹事



〈パネリスト〉
水本 伸子氏
株式会社IH
常務執行役員

■ 参加費：無料

懇親会参加費：お一人様 2,000円(税込) ※当日受付にてお支払いください。

■ 対象

企業・自治体・団体等で働く女性等 200名

■ お申込み・お問合せ

公益財団法人 21世紀職業財団

〔お申込み〕 URL: <http://www.jiwe.or.jp/diversity/networking-event>



上記財団ホームページもしくはQRコードからお申込みください。
定員になり次第受付終了いたします。

当日の参加ご案内を開催1週間前までを目途にお送りいたします。

〔お問合せ〕 TEL: 03-5844-1665

※ ご記入いただいた個人情報は、当財団で開催する各種セミナー等の情報提供以外の目的に利用することはありません。



〈パネリスト〉
垣内 美都里氏
株式会社 ぐるなび
取締役 執行役員



〈パネリスト〉
森島 千佳氏
味の素 株式会社
執行役員



多彩な力が活躍する社会に

21世紀職業財団

主催：公益財団法人 21世紀職業財団 共催：株式会社読売新聞東京本社
後援(予定)：一般社団法人日本経済団体連合会、公益社団法人経済同友会、日本商工会議所

講習会のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

◎ 無料 衛生管理者等支援講習会

2月6日（火）13時30分から16時00分まで

【会場】 女性就業支援センター（JR田町駅西口から徒歩3分）

労働者の健康の確保、増進が図られるためには、産業医・衛生管理者等の産業保健スタッフが中核となつて、実効性のある労働衛生対策に積極的に取り組んでいくことが重要です。

◎ 有料 年度替わりに必要な労働関係手続きを学ぶ

2月15日（木）13時15分から16時15分まで

【会場】 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

年度替わりは人事異動の時期であり、また労働基準法、労働安全衛生法、パート労働法等に定める各種手続の更新・実施の時期でもあります。3～4月に集中する労働関係の手続、人事異動時の対応について専門家が解説します。

◎ 有料 監督指導の強化と企業の対応

3月15日（木）14時00分から16時00分まで

【会場】 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

政府は「働き方改革」の柱の1つとして、長時間労働の是正を強力に進めており、労基署の監督指導は厳しいものとなっています。

本講座では、労基署の指導強化の背景から、実際の立入調査、企業対応の留意点について元労働基準監督官がわかりやすく説明します。

◎ 無料 平成30年度「三田労働基準監督署行政運営方針」及び「ハローワーク品川の重点対策」の説明

平成30年4月26日（木）13時30分～16時30分

【会場】 女性就業支援センター（JR田町駅西口から徒歩3分）

- ・労働基準行政運営方針の説明
- ・職業安定行政重点対策の説明

会場が仮押さえのため、確定しましたらホームページ・郵送等でご案内いたします。

※衛生管理者受験準備講習会等も企画しております。詳しくは当協会のホームページをご覧ください。

みなと みた

平成30年1月号 平成30年1月15日発行(年6回発行) 第22巻第1号通巻第125号

【編集発行】 一般社団法人 三田労働基準協会

【編集協力】 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>